

令和7年12月15日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

1 日 時 令和7年12月15日（月）
午前9時55分から午後2時10分まで
午後3時6分から午後3時10分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件

- (1) 議案第110号 宇部市立保育所条例中一部改正の件
- (2) 議案第111号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- (3) 議案第112号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
- (4) 議案第113号 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件
- (5) 議案第122号 工事請負変更契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）
- (6) 報 告 「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」に係る地域協議会の開催状況等について
- (7) 議案第115号 宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件
- (8) 議案第116号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件
- (9) 議案第117号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件
- (10) 議案第118号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）
- (11) 議案第119号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）
- (12) 議案第120号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）
- (13) 議案第121号 物品購入の件（宇部市文化会館什器等）
- (14) 議案第126号 宇部市文化会館条例中一部改正の件
- (15) 報 告 第三次宇部市地域ふくしプラン策定の進捗状況について
- (16) 報 告 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画策定の進捗状況について
- (17) 報 告 「（仮称）受動喫煙防止に関する条例」について
- (18) 報 告 宇部市男女共同参画センター・フォーユーについて
- (19) そ の 他

4 出席委員（8名）

委員 長 城 美 暁 君 副委員 長 青 谷 和 彦 君

委員	浅田	徹	君	委員	五十嵐	仁美	君
委員	笠井	泰孝	君	委員	重枝	尚治	君
委員	西村	享平	君	委員	松岡	伸一	君
委員	三好	保雄	君				

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名） 議長 山下 節子 君

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第110号 宇部市立保育所条例中一部改正の件
- (2) 議案第111号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- (3) 議案第112号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

こども未来部

部	長	濱田	修二	君	次	長	上村	圭二	君		
		保育幼稚園課長	西村	昌隆	君			保育幼稚園課副課長	下元	静枝	君

- (4) 議案第113号 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

教育委員会

教	育	長	野口	政吾	君	部	長	濱原	貴宏	君	
		次	長	中村	大吾	君		学校教育課長	叶屋	良太	君
		学校教育課副課長	長	嶺	茂雄	君					

- (5) 議案第122号 工事請負変更契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）

教育委員会

教	育	長	野口	政吾	君	部	長	濱原	貴宏	君	
		次	長	中村	大吾	君		教育施設課長	高下	秀秋	君
		教育施設課副課長	中村	淳	君						

- (6) 報 告 「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」に係る地域協議会の開催状況等について

教育委員会

教	育	長	野口	政吾	君	部	長	濱原	貴宏	君	
		次	長	中村	大吾	君		教育総務課長	大石	宗孝	君
		教育総務課副課長	島	谷	和典	君		教育総務課副主幹	平山	純子	君
		教育総務課総務係長	上	田	和志	君					

- (7) 議案第115号 宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件

観光スポーツ文化部

部長 青山佳代君 次長 森本哲也君
次長 白井幸雄君 スポーツ振興課長 明德義和君
スポーツ振興課副課長 宮村毅君

- (8) 議案第116号 宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件

- (9) 議案第117号 宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件

- (10) 議案第118号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）

- (11) 議案第119号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）

- (12) 議案第120号 工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）

観光スポーツ文化部

部長 青山佳代君 次長 森本哲也君
次長 白井幸雄君 文化振興課長 中祖敏文君
文化振興課副課長 越智英和君

都市政策部

営繕課長 黒田未来君 営繕課副課長 増田喜邦君
営繕課一般公共営繕係長 福井宏幸君

- (13) 議案第121号 物品購入の件（宇部市文化会館什器等）

- (14) 議案第126号 宇部市文化会館条例中一部改正の件

観光スポーツ文化部

部長 青山佳代君 次長 森本哲也君
次長 白井幸雄君 文化振興課長 中祖敏文君
文化振興課副課長 越智英和君

- (15) 報告 第三次宇部市地域ふくしプラン策定の進捗状況について

- (16) 報告 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画策定の進捗状況について

健康福祉部

部長 中村淳一君 次長 島田伸弘君
次長 内田明美君 地域福祉課長 東原隆君
地域福祉課副課長 川口修平君

- (17) 報告 「（仮称）受動喫煙防止に関する条例」について

健康福祉部

部長 中村淳一君 次長 島田伸弘君

次 長 内 田 明 美 君 健康増進課長 井 上 篤 史 君
健康増進課主幹 江 本 絹 世 君 健康増進課副課長 實 安 裕 美 君

(18) 報 告 宇部市男女共同参画センター・フォーユーについて

市民環境部

部 長 床 本 晋 二 君 次 長 上 田 康次郎 君
次 長 民 谷 有 弘 君 人権・男女共同参画推進課長 半 田 操 君
人権・男女共同参画推進課副課長 奈 須 智 孝 君

8 事務局職員出席者

書 記 木 村 美 紀 君

9 傍聴者

宇部日報社1名

—— 午前9時55分開会 ——

委員長（城美 暁 君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから委員会を開きます。

欠席はありません。

本日の審査についてですが、お手元に配付の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申し込みはありません。

なお、本日の委員会に関しては、今から傍聴の申し込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会への入退室は可能ですので、念のため申し添えます。

委員長（城美 暁 君） それでは初めに、議案第110号宇部市立保育所条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。こども未来部です。着座にて説明させていただきます。

議案第110号宇部市立保育所条例中一部改正の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、御審査のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

執行部 議案集では51ページからになりますが、事前にお配りしています資料で説明をさせていただきます。

まず、1番の目的については、西岐波保育園の建て替えに伴い、位置を変更するものです。

2番の改正内容についてですが、西岐波保育園の位置について、宇部市床波四丁目11番40号から宇部市床波四丁目12番24号に変更するものです。

3番の施行日につきましては、新園舎の開園、供用開始と合わせて、令和8年2月24日としております。

以上で、説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 位置を変更した理由を教えてくださいませんか。

執行部 旧園舎から新園舎に位置が変わることに伴いまして、住所変更したものになります。

委員（松岡 伸一 君） これは、計画が変わったわけではないということですね。建物の位置が変わるからということの意味でよいですか。

執行部 そういう御理解でよろしいです。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 位置が変わったということは、大きく隣が変わったのですか。

執行部 隣が変わったということになります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結します。

執行部 これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第110号宇部市立保育所条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第111号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第111号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 議案集では53ページからになります。

事前にお配りしています資料で説明させていただきます。

それでは、資料の2番、改正内容を御覧ください。

(1) まず改正の経緯としましては、児童福祉法の一部改正により、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先や虐待を受けた児童からの届出先を、施設・事業の認可等の権限を有する都道府県知事または市町村長とする規定が新たに設けられました。この法改正により、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、本条例中、同条の規定を有している条文について、資料の3番、関係条例と記載している3つの条例になりますけれども、その中で引用しております引用箇所について、法第33条の10各号を、法第33条の10第1項各号に改めるものになります。

施行日については公布日です。

以上で、説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） いじめを受けたとかいった場合、都道府県知事に連絡してもいいですよという条例なのですけれども、もし都道府県の知事にそういう訴えがあったときは、県から当然、市のほうに戻ってくるはずですよ。というのが、ちょっと前例があって、ある学童保育で、市の教育委員会等に訴えるのではなくて県のほうに言ってしまい、県から回ってきたことがあるのです。そういう場合で、県から回ってきた時に当然、市がまた新たな関与をするのだろうと思うのですが、県は県で独自で、市ではなくて県がやるという意味で、この県知事という文言があるのかどうかお尋ねいたします。

執行部 このたびの改正につきましては、認可等の権限を所管する所管庁に通告するということが新たに規定を設けられました。都道府県知事の所管している施設・事業につきましては、保育所、一時預かり事業、認可外保育といったものになります。

市町村が所管庁になるのが、地域型保育事業、小規模な保育事業であるとか、こども誰でも通園制度、今言われた学童保育になります。

そういった規定が、新たに設けられたというものになります。

委員長（城美 暁 君） 規定の内容について、もう一度説明していただけますか。どういう内容なのか、笠井委員が言われた質問に合っているのか。

執行部 今、笠井委員が言われたのは、学童保育事業において、過去、いじめ、虐待のようなものがあつた時に、県のほうに連絡がいったということだと思ふのですけれども、それはルートとして、今、法に規定されているルートではないです。

今、保育幼稚園課長のほうが申しましたように、学童保育事業は市の事業でありますので、この児童福祉法の改正があろうがなかろうが、前から学童保育で何かトラブルがあつた場合——これはスタッフとのトラブルもありますし、その利用者同士のトラブルもありますけれども——そういったトラブルがあつた場合は、市のほうに報告するように指導をしています。ですから市に報告を受けて、市のほうが間に入って仲裁をしたり、情報を聞き取って、ある程度、例えばスタッフ側に指導をしたりということをやつてもやっています。

そういうことはやつてきているのですが、たまたま今、笠井委員が言われた事例は、県のほうにそれがいったと。先ほどいじめと言われたと思ふのですけれども、普通だったら、学童保育のスタッフにまず情報がいつて、そういう事例があるということがあつたとしたら、私どものほうにも情報が上がつてきてと、対応させていただくということですが、それが一足飛びに県のほうにいったというのは、ちょっとイレギュラーな対応ではあつたとは思いますが、県に情報が上がった場合でも、市と連携しながら、学童保育であれば市がメインになりながら、そういった解決に向けての対応をさせていただいているところです。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今、私が学童保育の例を出したから、それは市の担当ですよという話ですよ。

ただ、この問題になっているのは、市の話ではなくて、いじめだから全体の話で、そういう場合は、県知事にも言つてもいいですよという話なのでしょうけれども、もし県知事に訴えが行つたときに、県は県独自で、そういう調査をされて、それは逆に言うと、市を介さないでという方法でいいのですかという話です。

執行部 一足飛びに県のほうに言つたとしても、あくまでも設置者は市になるので、市と連携をとりながら一緒に関わっていくということになります。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） おはようございます。

現在の条例改正前の啓発というか、通報の啓発方法と今後条例が変わつた後の、その変わつてこういうふうになりますよという新たな啓発方法とか、予定でございませうか。

執行部 啓発というよりは、これまでも設置運営基準等で、虐待を禁止するとか、通報の規定

は設けられておりましたので、これまで同様に、虐待が見受けられた場合等は、こちらのほうに通報するよう指導も行っていきます。

今回、新たにこれまで明記されていなかった所管庁への通報というのが規定されたものということで御理解していただけたらと思います。

委員長（城美 暁 君） 追加されることによって、何か啓発の方法とかが変わったりということはないということですか。

執行部 啓発については、監査とか、その指導の中で行っていくと考えています。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第111号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第112号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第112号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 議案集では57ページからになりますが、事前にお配りしています説明資料で説明をさせていただきます。

それでは、説明資料の2番、改正内容を御覧ください。

(1)については、先ほど議案第111号で御説明しました改正内容と同様に、児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されることに伴い、本条

例中、同条の規定を引用している条文について、法第33条の10各号を、法第33条の10第1項各号に改めるものです。

(2)については、これは家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないとすることができる場合について、従来は児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が追加されたことから、本市の基準を定める条例においても追加するものです。

施行日は、公布の日です。

以上で、説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第112号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（城美 暁 君） それでは、次に議案第113号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。教育委員会です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第113号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について、学校教育課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第113号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

資料は、議案集の59ページ、60ページになります。

本市の公立小中学校36校には、学校保健安全法に基づき、児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図ることを目的に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱しています。

このたび、これら学校医等の年額報酬について、近年の物価や人件費の高騰などに加え、県内の報酬水準を踏まえ見直すものです。

具体的には、学校医の報酬を年額18万5,800円から20万円に、学校歯科医の報酬を年額17万5,700円から20万円に、学校薬剤師の報酬を年額9万7,800円から11万円に改定するもので、施行は令和8年4月1日となります。

なお、前回の報酬改定は平成24年度であり、13年ぶりの改定となります。

説明は、以上となります。御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（三好 保雄 君） お医者さん方から、やはりかなり低いという御意見がたくさん挙がっているのですか。医師会等でも挙がっているのですか。

執行部 医師会のほうからですが、例えば山口市とか山陽小野田市に比べて、少し安いのではないかと、学校医のモチベーション維持のために上げてもらうことができないだろうかという申出はありました。

委員（三好 保雄 君） ありがとうございます。医療の関係の方々には、大変なことで来ていただいて、私も現場におりましたので、やっていたいっているのは分かるのですが、やはりお医者さんはたくさん報酬をいただいているという市民の方の意見もあるので、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

執行部 状況をお話しますと、県内13市の中で、宇部市は12位の水準を保っている状態です。このあたりの県内の状況も鑑みて、学校医については今12位のところから8位ぐらいになるように、それから学校歯科医については9位ぐらい、学校薬剤師については7位ぐらいになるように、少し報酬を見直すような次第です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） お尋ねなのですが、学校医はいろいろな種類の方がいらっしゃると思うのですが、その学校にそれぞれ何人配置かとかというのが説明できれば、お願いいたします。

執行部 配置基準で言うと、例として内科医で話をさせていただきますと、各校1名を設けています。中には、2名の配属校のところは小学校4校、中学校で2校ほどありますけれども、こちらについてはやはり学校の規模等で、医師会の推薦もあり、2名を設けている状況です。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今、内訳を教えてくださいけれども、開業医ばかりなのですか。それとも、勤務医、山口大学医学部附属病院の医師でしょうか。

執行部 開業医の方がメインにはなるのですけれども、なかなかそれだけでは賄えないというのもあるので、医師会のほうから山口大学医学部附属病院のほうに働きかけていただいて、来てもらっている状況もあります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 1校につき年額を増額したということなのですからけれども、これは医師から見たら本当に善意の金額か、と思うのですけれども、何か医師の反応など、何か決める中でありましたか。

執行部 上げることができるのであればお願いできないか、というこちらの状況も酌んでいただいていたの申出はありました。実際のところ、きちんと積算していったら、恐らくこんな金額では収まらない金額になるのだらうなというところもありますので、県内の状況を鑑みて、これぐらいで今回は改定ができないかというところですよ。

今後については、5年おきに見直しをしていければと考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 今県内12位というお話だったのですけれども、ちなみに一番高いところはどのくらいか、というのを教えてください。

執行部 一番高いのは、内科医、眼科医、耳鼻科医では、周南市が22万5,200円という数字になっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 年間を通しての執務の回数、医師の役割のあたりはどんな現状でしょうか。一般的には年に1回全児童生徒の健康診断をするようなところは分かるのですけれども、それ以外に何か学校に出向くなどの仕事内容はありますか。

執行部 おっしゃるとおりです。

まず、春には定期健康診断があります。

それから、秋には年長の就学児前の健康診断があります。

夏に教職員の健康診断を実施しております。

これ以外で、テーマを決めて学校のほうでお話していく機会であったり、学級閉鎖とかするときの相談をさせていただいたり、不測の事態があれば、学校医のほうに相談させていただくとい

うことは多いかなと思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第113号宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第122号工事請負変更契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）を議題とします。

執行部 それでは、議案第122号工事請負変更契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、教育施設課長から説明させますので、よろしくお願ひします。

執行部 それでは、議案集77ページになります。

議案第122号について、御説明させていただきます。

これは令和6年12月25日付で契約を締結しております、見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事において、宇部市建設工事に関する公契約指針に基づく週休2日モデル工事の達成状況等を踏まえ、工事請負金額を増額変更するものです。

変更契約金額は、消費税額及び地方消費税額を含め、4億1,052万8,800円です。

当初請負金額4億686万8,000円に対し、366万800円の増額となります。

以上で、説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 増額ということですがけれども、週休2日モデルがきっかけということで、工期が変わるということはあるか。

執行部 標準工期というのが工事にありまして、基本的にはその標準工期内の週休2日という

のを見込んだ長さの工事の発注になっております。

あくまでも標準工期というのは、みんながやれるであろうという工事期間を設定しておりますので、例えば監督によってちょっと下請けの段取りが悪かったりとかいうことになるのと延びたりということもありますけれども、今工期という部分については、もともと週休2日を見込んだ工期になりますので、このたびについては延長というのはありません。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） この体育館の屋内運動場の改築は、古くなったとか、何か理由を伺えればと思います。

執行部 耐震改修ということで、宇部市では耐震性のない建物の改築を進めてきております。見初小学校の屋内運動場、体育館につきましては、最後の耐震性のない建物ということで、このたび古い体育館を解体いたしまして、新しい体育館を建てたことにより、宇部市の学校の耐震化率が100%になったという状況です。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今、学校の統合の話がこの神原小学校や琴芝小学校ではありますよね。その中に、この後の日程で報告があるのですけれども、見初小学校が入っていないのですよね。見初小学校が入っていない時に、教育委員会が考えられている統合の中には見初小学校が入って、神原中学校を基準に小中の学校をと多分考えられていると思うのですけれども、そういう時にこの見初小学校は、今後、ひょっとすると学校そのものがあるか、ないか、なくなるかというところだろうと思う時に、こういう改修をするというのは別の理由があるということですか。

要するに、皆さんの避難場所などを考えての改修ということなのでしょうか。

委員長（城美 暁 君） 議案に関係するかというところが微妙なところがあるのですけれども、最後ぐっと議案に近づいていただいたので、執行部に発言を求めましょう。お願いします。

執行部 仰せのとおり、防災とかそういったところが主な目的になっております。

実際には、今後の統合等も踏まえて、どうして建て替えたのか、どう考えていくか、という御質問だと思うのですけれども。

先ほども申しました見初小学校の統合といいましても、まだまだ先の話と言ったら変ですけれども、計画から実施に移すまでというのは、やはりそれなりの期間があります。

その間の子供たちの安全性といったところがまず第1点です。やはり耐震性のある建物で、子供たちの安全というのが1つです。

そして先ほども笠井委員もおっしゃられました防災の関係ですけれども、実際に学校の体育館につきましては、災害時には避難所としての活用をされております。

災害が起きたときの地域の避難の拠点施設でもあることから、実際、将来の学校の適正配置が

進んだとしても、地域で有効活用していただける施設ではないかというふうに考えており、このたび、建て替えということになった次第です。

以上です。

委員長（城美 暁 君） あくまで、これは工事の変更契約の議案です。もともと工事請負契約は議案として通っていて、当然予算執行されているわけですね。ですから、建て替える、建て替えないとか、この工事の内容の議論ではなくて、あくまでこの変更契約の議論をしていただきたいと。

今の適正配置計画の話が出ましたが、ちょうどこの後に、その件について報告をいただきますので、そちらで適正配置のことにつきましては、質問をしていただけたらと思います。

それを踏まえまして、ほかに何かありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 今回変更ということで、今後また何かいろいろなことがあって変更する可能性もありますか。

委員長（城美 暁 君） それはありますよ。

委員（西村 享平 君） ですね。

委員長（城美 暁 君） あります。ほかにありませんか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） この達成状況の確認方法と、先ほど全工期内全て週休2日を迎えるという話だったけれども、100%この週休2日になったのか、それとも定数の割合を越えたことでこういうふうになったのか教えてください。

執行部 現在の週休2日の確認方法ですが、この週休2日につきましては、月に週休2日を達成するといったところで、工事着手前に請負業者のほうから、私どもは毎月週休2日やっていますよということで、通年で全体でやるのではなくて、毎月やりますということで宣言をしていただきます。

このたびの確認方法につきましては、毎月業務報告という形で今、週休2日4週8休という形になりますけれども、8日休みましたよ、ということで確認を取って書類を出していただいているという状況になります。

その中で残り2か月、12月、1月がありますので、あくまでも現在は見込みという形にはなりますが、現在の現場の状況につきましては建物の工事自体はほぼ完了して、清掃をかけている状況で、外構もほぼアスファルト舗装等を12月にやる予定になっております。1月には、実際には検査等となり、こういった形でもう現場はほぼ閉所になるような状況になっておりますので、このたび必ず達成するのかといった部分につきましては、宣言とおりの可能であると考えております。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 今の週休2日については祭日も含んでいるという理解でよろし

いですか。

執行部 要は、実際に28日の中で4週ですから、その中で、8日ほど休んでいただくということで、祭日も含むという形の回答でよろしいでしょうか。

副委員長（青谷 和彦 君） 今の増加分として366万800円という金額。このインセンティブというのはどのように、誰に。例えばその請負った会社の御褒美なのか、それとも週休2日にして、当然その職人の方へ手取りが減るところに補填してください、という意味なのか。どういう目的でしょうか。

執行部 実際に、このたびのインセンティブの目的というのは、労務費に補正係数を掛けるような形になりますので、基本的には職人ということなのですけれども、それについてはもう会社のほうにお任せしているというような状況にはなろうかと思えます。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） できれば、職人のほうに行き渡るということは多分本来の趣旨だと思うので、なかなか確認をしづらと思うのですけれども、せっかくのご褒美なのでやはり現場で頑張った方に、きちんと行くような手だてがあればいいかなという、御検討よろしく願いいたします。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

すみません。ちょっと西村委員に確認なのですが、先ほどの「変更ありますか」という非常に抽象的な質問もあったのですが。何をもち、変更の範囲とするのか。工事請負契約なので、当然完成するまで変更はあり得るので、そういう意味で、私はあるよと言ったのですが。

変更の範囲、内容、変更というものが何を指しているのか、それによってはありません、という回答もあり得るので、今さっき、私が遮ってしまったので、もう一度詳細を説明いただけますか。

委員（西村 享平 君） そのあとに青谷副委員長がその工期とか進捗のことを伺われたので、工期内でこれ以上の変更があるのかというところで、外構が完成により近いところだから、私の想定の中ではこれ以上の変更はないのかなというところで理解はしました。

委員長（城美 暁 君） 工事の変更ですか。工事の週休2日モデルにおいて、この後、変更があるのかどうかということですか。

委員（西村 享平 君） いや、違います。そうではなくて。

委員長（城美 暁 君） 工事全体で見たときに、この契約の中でまた変更が起きるかどうかということですか。

委員（西村 享平 君） 完成について、その後、はい。そうです。

委員長（城美 暁 君） 聞いてみましょか。執行部どうぞ。

執行部 今のお話ですけれども、100%ないかと言われると、あるというお返事になります。

週休2日は確実ですよ、と私はお答えしましたがけれども、例えば災害等が起こったり、不測の事態が起きたり、ということであれば可能性としてはありますけれども、基本的にはないように、現場を進めていくというふうに考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 私もそのように思って、「あります」というふうにお答えしました。御理解いただけましたでしょうか。

委員（西村 享平 君） 大丈夫です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第122号工事請負変更契約締結の件（見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（6）「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」に係る地域協議会の開催状況等について、執行部から報告があった。

委員長（城美 暁 君） それでは次に、議案第115号宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 観光スポーツ文化部です。

それでは、議案第115号宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件となります。

これは宇部地域に所在する体育施設13施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審査をお願いいたします。

執行部 それでは御説明させていただきます。

議案集は63ページ、64ページとなります。

本件につきましては、宇部地域に所在する体育施設のうち、恩田地区の7施設を除く13施設について、指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者の選定をしたところ です。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

まず、1、施設の名称及び位置です。

名称は、宇部市西部体育館ほか12施設です。

位置は、宇部市島三丁目9番16号ほか、それぞれ記載のとおりとなっております。

なお、今回の募集から、令和8年4月1日付で、勤労者総合福祉センターから体育施設に変更するサンライフ宇部及びパルセンター宇部の2施設を追加しております。

次に、2、指定管理者の候補者です。

候補者は、宇部市スポーツ協会グループ。代表者として、公益財団法人宇部市スポーツ協会、理事長千葉泰久、宇部市恩田町四丁1番4号。グループの構成団体として、美津濃株式会社、代表取締役社長、水野明人。大阪府中央区北浜四丁目1番23号です。

現在、当該候補者がサンライフ宇部及びパルセンター宇部を除く施設の指定管理者となっております。

サンライフ宇部及びパルセンター宇部は、公益財団法人宇部市スポーツ協会単独での指定管理者となっております。

次に、3、指定期間です。

期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としています。

次に、選定理由、審査基準及び審査結果については、資料の2ページ、4、選定理由及び5、審査結果を御覧ください。

指定管理候補者の選定に当たっては、令和7年9月29日から10月31日までの期間を設け、公募を行いました。

その結果、現在の指定管理者である宇部市スポーツ協会グループ1団体から応募がありましたので、指定管理候補者選定委員会を設置し、11月12日に委員会を開催いたしました。

選定委員会は、宇部市スポーツ協会グループが、これら施設の指定管理者としてふさわしいかどうかを判断するために、本市の公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、中小企業診断士1名、大学教員2名、市の職員2名の計5名を選定委員とし、審査基準に基づき、申請書類の審査、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価いたしました。

審査基準、審査項目及び配点といたしましては、表のIからVまでに挙げているとおりです。

各委員が100点満点で採点し、5名の合計の満点500点に対し、60%の300点を基準点として、指定管理候補者としての適正を判断したところです。

選定委員会の評価といたしましては、これまでの業務実績や地域関係機関等との連携による取組、スポーツの振興に繋がる事業計画に加え、スポーツ全般に関する豊富な専門知識、ノウハウを有する美津濃株式会社との協働体制や適正な経費配分及び管理運営体制が評価され、その結果、合計点が357.2点となり、基準点を上回ったことから、指定管理候補者として選定したものです。

この指定管理候補者としての選定結果についても、すでに宇部市ウェブサイトで公表しております。

なお、市からの指定管理料については、5年間で3億9,537万9,000円を限度額としており、当該金額については、令和7年12月補正予算に債務負担行為として計上させていただいております。

このたび指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、令和8年4月1日に協定を締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 確認ですけれども、この体育施設の指定管理者の選定に当たって、今回は現行の1団体から応募があり、審査をして合格点になったと。過去に、複数の事業者の応募があった場合がありますか。

執行部 体育施設の指定管理につきましては、今まで応募が複数となったことはございません。

委員（重枝 尚治 君） 指定管理者制度が始まって、この形の指定管理者選定になっているということですね。

委員長（城美 暁 君） 指定管理者制度のスタート以来ということですか。

執行部 体育施設の指定管理につきましては、平成18年からスタートしておりますが、その当時は、宇部市スポーツ協会単独での指定管理者となっております。

委員（重枝 尚治 君） 途中から楠地域と分けて、大体この形で、体育施設全般をお願いしているということですね。

執行部 はい。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 今まで宇部市スポーツ協会単独というところもあったということ

ですが、今、美津濃株式会社が構成団体で入られているということで、企業が入られている理由、それからやはり外部にお金が出ていってしまうということ、地元だけの中で回っているわけではない。そのあたり、なぜ、そのように考えられたかというのを御説明お願いいたします。

委員長（城美 暁 君） それはあくまで宇部市スポーツ協会が、独自に考えて組んできているのですけれども、今の問いだと執行部がやったように聞こえたのですが、執行部が考えているわけではなくて、あくまで美津濃株式会社と宇部市スポーツ協会が自分たちでやっているというか、チームを組んで申込みをしているので、その理由を執行部に聞くというのは少し違うのかなと思ったのですが。

委員（三好 保雄 君） はい、分かりました。

何かその辺で分かる範囲があればお願いします。

委員長（城美 暁 君） これが2者になっているの相乗効果とか、何かそういったところを主張されていたら、それを御紹介いただけますか。

執行部 美津濃株式会社という大手のスポーツメーカーというところがございまして、それぞれ物品だとかだけではなく施設の管理とか、そういったところにも精通している、かなり専門的な知識を有しているというようなところで、連携されることで、その辺の体制が強化できているものと考えております。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 競争相手がいない指定管理者の指定なのですからけれども。ということはこの点数というのは、早く言えば勤務評定みたいな感じで、要するに市が考えている、貴者の過去5年間の評定はこの点数ですよということになろうかなと思うのですけれども。1者だけということで、その指定管理をされるときに要望などは言うということはできるのですか。

また、逆にやっていらっしゃるのでしょうか。

委員長（城美 暁 君） 笠井委員、それは募集の前でということですか。それとも決定した後でそういうことができるかということですか。

委員（笠井 泰孝 君） はい。

執行部 このたびは指定管理候補者の選定ということで、この後、議決を得られましたら、それぞれ協定に向けて、候補者と協議をしていくということになります。

その中で、市のほうからの要望などといったものをお伝えしながら、基本協定、そしてまた、それぞれの年度での年度協定というようなことで、進めていくこととなりますので、そういった話し合い、協議の場というのは充分持てると考えております。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 指定管理者制度の中で、現行の指定管理者に関してはいわゆる更新前に、5年に1回は評価点を出しますよね。それは今でもやっていますか。

執行部 モニタリングということで、各指定管理者の評価を実施しております。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。松岡委員。

委員（松岡 伸一 君） 今までの経緯というか教えていただきたいのですけれども、構成団体に美津濃株式会社が入るのは初めてですか。

今までもやられていたのか、教えていただきたい。

執行部 最初が、先ほど申したように平成18年から平成20年までが1者と。平成21年から平成25年までの公募から、宇部市スポーツ協会美津濃株式会社との共同体ということになっています。

委員長（城美 暁 君） ということで、何回ですか。何回目になりますか。

執行部 今回が指定管理導入から7回目ということで、最初は宇部市スポーツ協会単独であったので、美津濃株式会社が入るのは6回目ということになります。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第115号宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第116号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件及び議案第117号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件については関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

では、執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第116号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件及び議案第117号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件につきまして、御説明いたします。

これは宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

両会館の指定管理者につきましては、施設の管理運営の現状を踏まえ、同一の相手方を指定したいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、両議案を一括して説明させていただきます。

議案集は65ページ及び67ページになります。

文化振興課から配付させていただきました参考資料によって、説明をさせていただきます。

参考資料の1ページを御覧ください。

宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館につきましては、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、平成26年度から指定管理者制度を導入しており、現行の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理者の候補者を選定したところです。

指定管理者の選定方法についてですが、指定管理者制度を導入した平成26年度からの5年間及び平成31年度からの5年間並びに令和6年度からの2年間は全て非公募とし、現在の指定管理者である公益財団法人宇部市文化創造財団を単独指定しておりましたが、指定管理者制度の趣旨に鑑み、能力ある事業者の幅広い参入機会を確保し、また、民間の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、単独指定から公募による選定に切り替えました。

それでは、まず、1、施設の名称及び位置を御覧ください。

名称は宇部市渡辺翁記念会館と宇部市文化会館で、両会館ともに宇部市朝日町8番1号に位置しております。

次に、2、指定管理者の候補者です。

団体名は株式会社ケイミックスパブリックビジネスで、代表者は代表取締役橋本鉄司です。主たる事務所の所在地は東京都千代田区神田小川町一丁目2番地となっています。

3、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としています。

4、選定理由と、5、審査結果を御覧ください。

指定管理者の選定に当たっては、令和7年10月1日から11月12日までの期間を設けて公募を行いました。

その結果、2団体から応募があり、11月18日に指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。

指定管理候補者選定委員会は、本市の公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン及び指定管理候補者選定マニュアルに基づき、中小企業診断士1名、大学教員2名の外部有識者に、市職員1名を加えた合計4名の委員による指定管理候補者選定委員会を開催し、審査基準に基づき、申請書類の審査、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価し、候補者を選定しました。

候補者に選定された株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、国内の68の自治体において、98の公共文化施設を管理運営しているエキスパートで、そのうちの75の施設がホールを有する施設となっており、豊富な経験とノウハウと実績から質の高いサービスを提供していただけることが期待できます。

また、全国展開というスケールメリットを生かした自主文化事業の実施や人材育成の取組、全国ネットワークを活用した事業展開による経費縮減など、安定的な経営感覚に優れており、総合評価として渡辺翁記念会館と文化会館の指定管理者として適切であると評価されました。

審査基準、配点、評価点数は表に記載しているとおりです。

4名の各委員が100点満点で採点し、合計点の400点の60%である240点を基準点として点数の高い方を指定管理候補者として選定いたしました。

なお、選定結果はすでに市のウェブサイトで公開しております。

市が支払う指定管理料につきましては、5年間で3億9,537万円を限度額としておりまして、12月補正予算に債務負担行為として計上しております。

このたび、指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理者への指定通知、市民への周知を経て、令和8年4月1日付で、基本協定書及び年度協定書をそれぞれ取り交わすこととなっております。

説明は以上となります。御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

この質疑においても、議案第116号、第117号を一括して行いたいと思います。

なお、採決については別々に行います。

では、質疑はありませんか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 今まで単独指定だったのが公募による選定に切り替えて、今2者から応募があって、いわゆるその機能したわけなのですけども。結果的に選定されたところが、全国展開とかそのノウハウについては何も問題ないのですけれども、いわゆる県外、しかも遠くの大手で、これは応札、もう一者応募されたところもそういう……。今回、県内とか県外とか条件を外して切り替えた理由が、事業者の幅広い参入に重きを置いたために、そういう地域条件を外したということですか。

執行部 このたび、いわゆる市内の要件というものは外しております。

これは先ほど申し上げましたとおり、幅広い事業者の参入機会の確保、そして民間の持つノウハウを最大限に活用したいという思いから、このたび市内の要件は外しております。

以上でございます。

委員（重枝 尚治 君） もう一者もそういう条件の中の市外の事業者ですか。どこという

のは聞けないでしょうか。

執行部 もう1者のA団体は市内の事業者となっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。浅田委員。

委員（浅田 徹 君） 表の中で、候補者審査結果の事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであることというところで10点の差をつけて、大きく評価されているという数字になっておりますが、選ばれた株式会社ケイミックスパブリックビジネスのウェブサイトを見せていただきまして、そこにどのような理念でもって、こういう事業をやっているかというのが書いてあったのですけれども、この中には、効率的な施設の運用ですとか、安心安全・快適な設備の維持管理、文化、芸術文化事業の企画政策、機能的な事業体系の設計、そこがいろいろ書いてあります。

ただ一方で、宇部市文化会館条例、もしくは宇部市渡辺翁記念会館条例の中には、設置目的としては、「市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため、施設を設置する。」と書いてあります。

この目的を株式会社ケイミックスパブリックビジネスが達成できると判断なさったのでしょうか。

執行部 渡辺翁記念会館の設置目的の中に、市民の文化の向上とかそういったものも入っております。

このたびの仕様の中にもそのあたりを踏まえた上で応募してくださいということで、応募要項並びに仕様書の中にも記載をしておりますので、しっかりとそこは市の条例を遵守していただいて運営をしていただけるものと考えております。

委員長（城美 暁 君） 五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例では、文化の振興と文化によるまちづくりを宇部市・市民団体・事業者それぞれの役割を分担しながら一緒になって、心豊かなまちづくりをしていくというふうになっています。文化の拠点になるところがこの文化会館とか渡辺翁記念会館ではないかと思うのですけれども、この拠点になるところで、本当に宇部市とか市民団体と一緒に、心豊かなまちづくりをしていくという点で、この選ばれた指定管理者が、本当にそういうことができるのかどうかという点では、この選ばれた候補者がアピールしているところが、建物の維持管理とかイベントの誘致とか、そういうちょっと文化というよりは、何かそっちのほう为重点的に置かれているのかなあというのを感じました。そのあたりのところは、審査基準のところ、何か文化というところがあまり前面に出ていなく、施設の管理のほうが出てきているので、文化のあたりはちょっとどうなっているのかなと感じたのですけれども、そのあたりはどんなふうに判断されたのでしょうか。

執行部 まず、このたびは指定管理者の選定ということで、新たな候補者をさせていただいて

います。

現指定管理者の役割のもう1つとして、文化の振興、文化事業者との連携といったものが入っております。

現指定管理者につきましては、そのあたりは引き続きしっかりとやっていただきますので、現指定管理者それから新たな指定管理者、それから市がしっかりと文化の振興を協働して進めていくと考えておりますので、そのあたりはしっかりと進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 審査結果が決定しているのですけれども、1の市民の平等な利用を確保することができるものであることという項目について、この実際のその候補者とA団体様の採点の差、公表はあるのですか。

候補者のほうは30点で、A団体のほうは27点だったというところ、僅差ではあるのですけれども、その審査に当たって、点数の公表はないのですか。

3点差の内容について、どういう基準で、つまり市民の平等な利用を確保することができるものであることと。

委員長（城美 暁 君） 基準は今示されていますよね。詳細を知りたいということですか。

委員（西村 享平 君） そうです。

委員長（城美 暁 君） 採点の詳細を知りたいということですが、それは明かせますか。

執行部 先ほどお話のありました審査基準、市民の平等な利用を確保することができるものであることという点につきましては、まず2つの審査項目を設定させていただいております。

1つが、施設の基本的な管理運営方針、それから施設の平等な利用の確保、それぞれどういった内容かと申しますと、まず施設の設置目的や果たすべき役割、先ほどもありましたけれども、そういったものを踏まえた内容であるか。市が示した管理の方針と団体等が提案した運営方針が合致しているか。団体等の経営モラルは適当か。平等利用のための方策が十分検討されているか。そちらの視点を踏まえまして、4人の選定委員の方に審査をしていただきました。

その結果として、3点の差が開いたという形になっております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 今の審査基準というのは、公表されているのですか。

執行部 これにつきましては、応募の段階で応募者の方は確認をしています。選定要綱の中に、含まれております。

委員長（城美 暁 君） 含まれていますね。分かりました。

ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 関連というわけではないのですが、その審査基準の中にその文

化の拠点という点での審査というのは、このうちのどれに入るのですか。

執行部 先ほど御指摘のありました文化の拠点というところになりますと、市民の平等な利用を確保することができるものであることのうち、施設の設置目的や果たすべき役割を踏まえたものであるか、こちらが審査の基準の内容になっております。

こちらがまず、先ほど申されたように、施設の設備、建設の経緯、条例の経緯、文化の振興をやっていくというところに合致するものだと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。

では、ほかにありますか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 審査結果の表で、今までおっしゃった内容が評価されたということで、大きなビジネスをされている、全国展開されているとか、ノウハウも当然あるので、いろいろと呼んでくるところもあると思います。宇部市の市民がやろうと、宇部市のためにやろうという思いでずっと来ています。企業活動であれば、当然負けてしまうというのはあると思うのですけれども、市民の意欲、自分たちの宇部市でこれだけの文化をやっていこうという、その入れ物、拠点でもあるわけですね。

そういう市民の意欲をどう生かすか、教育的な部分ということあるかもしれません。

自分たちで何かやっていくんだという市民の意欲ですね。

やはりそれは外部の方に行く落ちてしまうのではないかという私自身の危惧があるのですが、そのあたりは評価に表れているのでしょうか。

ちょっと難しいこと聞きますけれども。

執行部 すみません。もう一度、御質問のほうをお願いしてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

委員（三好 保雄 君） 具体的にいろいろイベントを運営していくということであれば、当然企業のほうが絶対うまくされて、ノウハウを持っていらっしゃると思うのですけれども、そこだけではなくて、文化施設、今までの宇部市の伝統、渡邊祐策氏あたりからやってこられた今までの宇部独自の、県内でもやはり全国でもすごく文化の花開いた宇部市だと思います。

そのような市民の意欲を、この運営していく中に入ってくるんだという思い、教育的な部分、その市民のやる気。で、よその方、企業がされると、そしたら、もうあんまり私たちは動けないみたいに、落ちてしまうということが、私は不勉強で申し訳ないですけれどもそのあたりと思っているのですが、そのあたりを御説明いただけませんかでしょうか。

委員長（城美 暁 君） 指定管理者がこの今回の議案の業者になることによる影響ということだと思っておりますけれども、市民に対する影響だと。市民のモチベーションが下がってしまうのではないかというような感じだったと思っております。

答弁いただけますか。

執行部 まず、これまで宇部市が行ってきた文化、教育等も含めてなのですけれども、このあたりにつきましては、先ほども少し申し上げたのですけれども、現指定管理者の宇部市文化創造財団の役割の1つとなっております。

そこで今回は、施設の管理とそれに伴う自主事業の部分を、新しい候補者のほうに担わせたいという形になっております。

市のほうも当然、これまでの文化、宇部市が培ってきた歴史、そのあたりも踏まえながら、文化の振興を発展させていきたいという思いがございますので、宇部市、それから宇部市文化創造財団、それから新しい候補者の3者が協力して、引き続き宇部市の伝統も踏まえつつ、文化の振興を発展させていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 先ほどから指定管理の件に関係して、現指定管理者である《文化振興財団》（《》は26ページで訂正）が引き続きの文化振興に関わっていくのですよ、といった答弁があったと思うのですが、そちらのほうをもう少し詳しく説明いただけますか。

指定管理者としてではなく、どのような形で《文化振興財団》（《》は26ページで訂正）が宇部市の文化振興に関わっていくのか、御説明いただいたほうがいいと思います。お願いできますか。

執行部 現指定管理者であります、宇部市文化創造財団ですが、まず設立の目的というのが、本市における文化の振興、それから本市独自の文化を受け継ぐ、そしてさらに発展させ、市民の自主的かつ創造的な文化活動を支援・促進し、人と地域がきらめく文化の香るまちの実現に寄与することが設立の目的となっております。

それで、その設立の目的を達成をするために、実施事業といたしまして、文化的な施設の管理運営というの、項目の中には含まれているのですけれども、それ以外に、市民の文化活動の支援、市民が文化に触れる機会の充実、それから文化活動人材の育成確保、文化意識の啓発や情報発信、こういった事業というのは、指定管理とは別に、文化の振興ということで、宇部市文化創造財団の責務となっておりますので、こちらは引き続きしっかりとやっていただく。そういった中で、今まであった指定管理、文化的な施設の管理という部分が、このたび、別の候補者の方に担っていただくという形になっておりますので、そのあたりの文化振興は、宇部市文化創造財団にしっかりとやっていただけるものと考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） すみません。私が先ほど文化振興財団と言いましたが、文化創造財団ですね。お詫びして訂正します。

今説明がありましたが、ほかに何かありますか。浅田委員。

委員（浅田 徹 君） 今、ただいまの御説明をお聞きしての、補足というか質問なのですけれども、株式会社ケイミックスパブリックビジネスのウェブサイトを見るとやはり大きな部分として、外からの、様々なイベントやコンサートなどを展開していますよということで、基本的に外から招くと。

先ほどおっしゃったその文化に触れる機会という面では、非常に大切なことだとは思いますが、より施設の目的としては、市民の文化、市民発の文化というところで、先ほど皆さんが御心配されていると思うのですけれども、そこはしっかりとイニシアチブを持ってやっていくということによろしいですか。

執行部 まず宇部市の文化の振興というのは先ほどおっしゃられたとおり、まず市民が文化に触れる機会、これを作っていく。それから、市民の文化活動、こちらもしっかりと進めていただく。その2本の柱だと思っております。

今回指定管理候補者が別に選定されたというわけなのですけれども、ここは文化活動の担い手である宇部文化連盟の方もしっかり連携をとりながら進めて参りますので、それはこのたびの選定委員会の中でも、今回の候補者のほうも協力して進めていくとおっしゃっていらっしゃいましたので、そこは引き続き文化の活動という部分においても、やっていただけるものと考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 今回候補者変更に伴ってですけれども、施設内で、管理業務、今、文化創造財団が管理委託している、例えば警備、清掃、あと舞台の専門の各委託先などというのもゼロベースになるということになりますか。

その新しい候補者が決められるということでもいいですか。

執行部 指定管理者が変わることによっての再委託先、清掃、警備等の御質問だったと思うのですけれども、基本的にはおっしゃられたとおり、ゼロベースにはなろうかと思うのですけれども、このたびの選定委員会においては、この候補者のほうからは、地元企業の積極的な活用、それから地元人材の積極的な活用、そちらのほうはプレゼンテーションの中で、しっかりとお話をされていていらっしゃいましたので、そちらのほうは可能な限り、市内の業者、それから市内の人材、そちらのほうを活用していただけたらと考えております。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 1点だけなのですけれども、先ほど今まで3回非公募で4回目にして公募ということで。今回広く募集をされるというきっかけになったものは何かあるのでしょうか。例えば、今の運営状況について、このままではなかなかうまくいかないというようなと

ころがあって、改めて、公募にしたのか。それとも当然、当初からの予定で3回は非公募で、4回目からは公募でというところだったのか、その公募に切り替えたきっかけが何かあれば教えてください。

執行部 今回の非公募から公募の切り替えについては、3回目の切り替えの時にもう少し広く、そういう民間のノウハウを活用できたらということで考えておりましたが、文化会館が大規模改修に2年間入るため、その間はやはり文化会館が使用できないということで、渡辺翁記念会館のみの指定管理とするということもあって、3回目は2年間という期限つきで、非公募でそのままやらせていただきました。

今回は文化会館が4月から供用開始するというので、もう一度そこを検討して、やはり公募に切り替えたということになります。

よって今回からなのですけれども、実は前回の時から検討はしていたということです。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 青山観光スポーツ文化部長、今のは、検討のタイミングの説明なのですが、副委員長からの質問は、きっかけ、理由です。

執行部 理由につきましては、これまで非公募というのは文化創造財団を設立した経緯もあるなど、先ほど文化振興課長も言いました文化施設の管理というものも視野に入れた上での非公募の指定としておりました。しかし、やはりホールの利用率、管理運営の手法については、もっと広く、民間のノウハウを活用したほうがいいのではないかとということで公募にしたので、きっかけといえばホール含め全体の稼働率、利用率等を向上したいということもございましたし、老朽化する施設を、今から渡辺翁記念会館をどうしていくかということで、やはり、現在の指定管理者のみで考えるのではなく、もう少し幅広い知見を求めたほうがいいのではないかとということです。よろしいですか。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

そうするとやっぱり一定程度、市の期待に答えていただけなかった部分があると、不満な点もあったということで、今回より良い管理者を求められたということで、そういう理解でよろしいですね。

例えば100点満点に近かったら、あえて今回、執行部が公募に切り替えることはなかったと思うのですが、前回2年間という話もありましたけれども、今回あえてそういうふうに変更するというのは、やはりこのままでは市民のためにならない、ためにならないという言い方はおかしいのですけれども、そういうもの足りない部分があるので、やはり一時的にも一度そういう非公募から公募に切り換えられたということでよろしいでしょうか。

執行部 何かこう不満がある、ここが駄目だというのではなく、渡辺翁記念会館も重要文化財

で、老朽化も激しい中で、やはり専門的な知識知見とノウハウとかそういうもので、今後どうしていくかというのも考える時期にも来ています。

先ほど言いました利用率についても、コロナとかの影響もありますので、一概に利用率が下がっているというわけを、指定管理者がどうかというわけではないのですけれども、コロナが明けてもなかなか伸び悩んでおり、元に戻りきれないところがあります。そういったことは、今までと違う、民間の活力が入ることで、何らか打破できるものがあるのではないかというところの期待は込めております。今の指定管理者が駄目だからという、そういうことでもないかなと思っています。

以上です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。浅田委員。

委員（浅田 徹 君） 先ほど御答弁の中で、稼働率というところにちょっと触れられたので、改めて質問なのですけれども、株式会社ケイミックスパブリックビジネスは各日本全国に支店を持たれて、おそらく一番近いのが広島支店か、九州だと西日本支店になるのか、広島とのやりとりという形になると思うのですが。

委員長（城美 暁 君） 浅田委員、それ先に聞きましょうか。広島支店とのやりとりでいいのですか。

執行部 こちらの候補者のほうなのですけれども、全国に支社、支店のほうを持っていらっしゃるんですが、まだどちらの支社が宇部市の管轄をされるかというのは、伺っておりませんので、これから候補者となりましたら、そのあたりもしっかりと確認をしていくようになるかと思えます。

以上です。

委員（浅田 徹 君） とにかく、少なくとも宇部にあるわけではないわけですよね。市外の仕事のやりとりになるということで。そうした場合に、利用についてのスピード感といいますか、例えば市民からの要求ですとか、そういったものがあつた場合に、対応のスピードというのはどうしても犠牲になる可能性があるのではないかなという懸念があるのですけれども、そのあたりはどうお考えですか。

執行部 このたびの候補者が指定管理をするということになりましたら、文化会館の中に事務所を設けていただくようになるかと思えます。

その中には、計6名の体制で運営をされるということで、プレゼンテーションの中では伺っております。

今の現指定管理者においても、同等の人数で管理をされていらっしゃると思いますので、そこは候補者が変わったとしても、スピード感を持ってしっかりと管理をしていただけるものと考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結したいと思います。

これより、討論・表決に入ります。別々に行います。

まず、議案第116号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第116号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に、議案第117号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件について議題とします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第117号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） それでは次に、議案第118号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）、議案第119号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）、議案第120号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）を議題とします。

これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第118号及び議案第119号並びに議案第120号の工事請負変更

契約締結の件につきまして、御説明申し上げます。

これは文化会館耐震改修ほか、建築主体工事及び電気設備工事並びに機械設備工事の変更契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、文化振興課から説明をさせていただきます。

議案第118号、第119号、第120号は、文化会館耐震改修事業に関わる案件で関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

まず、これらは令和6年9月定例会において議決された、議案第86号、第87号、第88号について、それぞれ変更契約の締結について、市議会の議決を求めるものですが、令和6年9月定例会当時の文教民生委員会の委員の皆様に変更がございましたので、改めて文化会館の改修に至った経緯について簡単に説明をさせていただきます。

なお、参考資料3ページから5ページには、文化会館の各階の平面図を改修前と後で記載をさせていただきます。

文化会館は昭和54年に建築され、旧耐震基準で建築されていたことから、令和元年度に耐震診断を実施し、その結果、耐震性が低く、補強が必要と判断されたことから、耐震工事を実施しているものです。

加えて、耐震工事にあわせ、長寿命化対策として、内装改修工事や電気機械設備の改修工事も行っております。

また、外壁タイルの剥離崩落も見受けられたことから、本工事に先行して、令和6年1月から外壁防水改修工事に着手し、その後別途入札した3件の本工事を令和6年10月から着手し、令和8年3月末の完成を見込んでおります。

以上が、これまでの経過になります。

それでは、まず、議案集69ページの議案第118号を御覧ください。

工事名は文化会館耐震改修他（建築主体）工事。

変更請負金額は消費税額及び地方消費税額を含み、5億6,793万円で、当初の請負金額は4億8,609万円となっており、8,184万円の増額となっております。

変更の主な内訳と金額ですが、先ほどこれまでの経過について説明しました、本工事に先行して実施した外壁防水改修工事の未施工部分の改修を引き継いで施工した工事増額分が、約2,660万円。

また、工事着手後、3階文化ホールの天井を撤去したところ、既設図面と現地状況には差異があり、天井内部への設備機器の収まりに支障が生じたため、天井下地の追加が必要となり、1階、2階の展示室や研修ホールの天井内部については、一部天井を撤去すると天井裏が狭く、設備機器が収まらないことが判明したため、天井を全面改修する必要が生じ、これらの工事の増額分が

約2,600万円。

その他、耐震改修方針が定まっていなかったため、当初発注に計上していなかった2階和室の改修や屋外庭園の復旧工事費が約1,670万円の増額となっております。

続きまして、議案集71ページの議案第119号を御覧ください。

工事名は文化会館耐震改修他（電気設備）工事です。

変更請負金額は、消費税額及び地方消費税額を含み、3億8,806万9,000円で、当初請負金額は3億5,128万5,000円となっており、3,678万4,000円の増額となっております。

変更の主な内訳と金額ですが、先ほど御説明しましたように天井の全面改修が必要となりましたため、あわせて照明のLED化を追加しており、この工事の増額分は約1,570万円。また、変圧器につきましては、当初5基のうち1基のみを更新することとしておりましたが、文化会館の電気主任技術者からの助言により、5基全てを更新することとし、その工事増額分は約920万円。その他当初発注では、監視カメラの設置を3台としていましたが、指定管理者との協議により管理運営上11台必要となったことから、これに要する工事増額分約600万円が増額となります。

続きまして、議案集73ページの議案第120号を御覧ください。

工事名は文化会館耐震改修他（機械設備）工事です。

変更請負金額は、消費税額及び地方消費税額を含み、2億7,217万7,400円で、当初請負金額は2億5,256万円となっており、1,961万7,400円の増額となっております。

変更の主な内訳と金額ですが、賃金、資材価格等の上昇によるインフレスライドに伴う増額分が約236万円。また、さきに御説明した天井の改修に伴い、スプリンクラー設備の改修を追加したことによる工事増額分が約800万円。その他、機械室等のダクトの改修が約400万円の増額となっております。

なお、文化会館耐震改修ほか、建築主体、電気設備、機械設備の3つの工事の変更増額分の合計金額は1億3,824万1,000円で、これは現予算額の範囲内での変更となっております。

説明は、以上となります。御審査をよろしくお願いたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。次は、3議案一括で行います。

質疑はありませんか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 御説明ありがとうございます。

この中でやはり建築工事にかかっている部分だとしても、特に天井内の設備機器の収まりが悪かったということで、当初の図面と違っていましたというお話だったのですが、当然竣工図書

は——設計図とは異なる竣工図書というのがあるのですが——関わった業者は出されますし、その竣工図書とも、現場が違っていたという理解でよろしいですか。

執行部 先ほど御説明いただきました施工図書のほうと、現場の現況のほうがそこでは把握できなかったため、実際に天井を撤去して、中を確認したところ、新しいダクトを収める部分がなかったということで、このたび天井裏スペースの確保が必要になりましたので、天井盤の張り替えが行われたと伺っております。

以上でございます。

副委員長（青谷 和彦 君） 今の設計図書なのか、竣工図なのか、どちらですか。

執行部 《竣工図のほうと、現場のほうと違っていたということです》（《》45ページで訂正）。天井をめくってみたら違っていたということです。

副委員長（青谷 和彦 君） 今、びっくりしたのですけれども、竣工図はきちんと現場を確認して、その設計図書としてこういうふうになりましたと出されるものだろうと思っていたのですが、竣工図と現場が違っているということは、そこのチェックを誰もされなかったのですか。これほど大幅なその追加変更が出るような、要するに竣工図書と現場の収まりがまるっきり違っているという多分理解でいいだろうと思うのですけれども。

そういう不足が現状であったわけで、そうするとその竣工図書の意味をなしていなかったという理解でいいですか。

執行部 実際に、天井を撤去しましたら、空調設備のダクトがつぶれて、天井材と緩衝して施工されていまして。機能を適正にするために、天井を撤去して、実際は1階の部分に関しましては、既設の天井高を200ミリほど下げて、施行するような形になりました。

副委員長（青谷 和彦 君） ということは、その当時の話をしてももう仕方ないとは思うのですけれども、要するに、設計も、その管理についても、業者についても、市のほうは、そういう瑕疵を見逃した上で竣工をさせてしまったという理解になるのですが、よろしいですか。

そういうダクトをつぶして天井を張っていたというのは、とても今、簡単に言われましたけれども、その問題、お粗末だと思うのですけれども。

それは市、管理のほうで目が行き届かなかったので仕方ないと、仕方がなかったので変更しましたということでもいいですか。

執行部 実際はそういうふうになっていましたので、竣工の時に委員さんが言われるように見逃していたということであれば、そういうことになると思います。

委員長（城美 暁 君） であれば、というのはどちらなのですか。見逃していたということですね。

副委員長（青谷 和彦 君） ということで、小さい物件ではまだしも、こういう大きな物件、建物で、これだけの規模の物件でそういうことが実際に起きていたというのはやはり、いろいろ

なところに大きな影響を及ぼすのだらうなと思います。

今回たまたま改修ということで、こういう事態が明るみに出たわけですがけれども、今から建物を作る時もやはり竣工検査とはとても厳しい——私は経験ありますけれども——重箱の隅をつつくような検査までされるわけですね。で、その重箱の隅をつついた結果がこの大きなものを見逃していたという結果になったことについては、直接、文化振興課の方には関係はないかもしれませんが、やはりその建物の維持管理をする前に、その竣工というものをもっと大切にしていっていただきたいし、庁内できちんと、情報共有をしていただいてというふうに思います。

委員長（城美 暁 君） ちょっと補足でお聞きしたいのですが、そもそもチェック可能なものなのですか。つぶれている、つぶれていないというのは、工事完了した上で引渡しをうけますよね。その際、チェックが可能なのですか。天井裏だけですか。見逃していたという言い方をされましたけれども。そのあたりはどうなっているのですか。

執行部 可能だと思います。

委員長（城美 暁 君） では、見逃していたという言い方で間違いはないのですね。チェックをしていなかったのか、チェックをしたけれどもそれを見逃したのか。どちらかということによろしいですか。

執行部 はい。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 3議案合わせて1億3,800万円が変更契約により追加というか、議会にかけなくてはいけないという、いろいろな……。例えば、入札されるときに業者が低い見積を出して、入札を取って、終わった後こういう形で、どこが悪かったからとか、こう上乗せして、あとで取り返すというやり方があるのではないかというのを私は危惧しているのですけれども。

取るものだけ取って、後で追加請求すればいいのではないかという形での入札のやり方がもしあるのだったら、これは大きな問題かなと思っておりますけれども、その辺の考え方というか、注意というか、その辺の検査をされていらっしゃいますか。

執行部 先ほど申し上げましたように、このたび実際に今変更する部分が、当初から把握しておれば当然、当初の設計なり、仕様の中にも含めるものですがけれども、当初に契約した時には想定されなかった部分がこのたび入っておりますので、例えば事業者のほうもこれが変更が必ず出るものというふうには考えていらっしゃらなかったと思います。

ですから、そういった今回の当初の契約を変更することによって、何か影響するとかそういったところは、私どもとしては考えておりません。

以上でございます。

委員長（城美 暁 君） 文化振興課長、すみません、細かいのですが、業者はチェックの

しようがないですね。だって、入札の前に、天井裏を剥がして見るわけではないですから。

ですから、把握されていなかったと思いますと言われましたけれども、把握していませんよね。そこはしっかり答弁いただきたいのですよ。

もう一度お願いします。

執行部 繰り返しますけれども、当初の時には応札される業者は把握ができなかったものになりますので、そのあとの変更契約等に影響するということは考えておりません。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） 私がさっき心配したように、結局職員の方がそれをチェックできる体制ではなかった。つまり、専門家がいらっしやらなかったのではないかという危惧があるのですよ。

今市役所も中途採用とかでいろいろ、そういう専門職の方を採用されていますけれども、そういう方を積極的に採用されることによって、こういう問題が防げるかなと思いますので、これは要望ですけれども、そういう対応をとっていただきたいと思います。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

まず、議案第118号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に議案第119号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 次に議案第120号工事請負変更契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）については、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） ここで、休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時からです。

—————午後零時11分休憩—————

—————午後零時57分再開—————

委員長（城美 暁 君） それでは、委員会を再開したいと思います。

次に、議案第121号物品購入の件(宇部市文化会館什器等)を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

執行部 それでは議案第121号物品購入の件につきまして、御説明いたします。

これは宇部市文化会館の改修に伴い、什器等を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、課長から説明させます。

執行部 それでは、文化振興課から説明をいたします。

議案集75ページの、議案第121号物品購入の件を御覧ください。

購入の目的は、宇部市文化会館の改修に伴う什等の整備で、購入物品名は什器一式です。

購入金額は消費税額及び地方消費税額を含み1,410万3,100円で、契約の方法は一般競争入札です。

購入物品の規格は、議案集76ページ、別紙什器等一覧のとおりで、購入の相手方は、宇部市大字妻崎開作793番地の5、株式会社タバタ、代表取締役田端博文です。

本件は、予定価格が2,000万円以上であることから、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当し、議会の議決が必要であるため、議案の審査をいただくものです。

説明は以上となります。御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。浅田委員

委員（浅田 徹 君） 今まで使われていた什器はもう全部破棄した上で、これを新しく購入ということですか。

執行部　今まで文化会館で使っていた什器、机等でまだ使用が可能な物については、一部そのまま使用することとしております。それ以外の物についてはこのたび新しく購入をさせていただきました。

以上でございます。

委員（浅田 徹 君）　文化会館の裏の搬入口のところに、展示ボードが幾つもあったのですが、表を見るとおそらくこのサインボードかな。あれは引き続き使う予定なのか、それとも破棄して、新たな物を購入するのか分かりますか。

委員長（城美 暁 君）　そもそも、物が分かりますか。浅田委員、後でもよろしいですか。執行部、後で浅田委員に情報提供していただければと思います。

ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君）　いろいろな備品を更新するという計画と思うのですが、これを今後何年使用するという計画はございますか。

執行部　対応年数がそれぞれ異なるかと思うのですが、耐用年数程度は使っていくような形になろうかと思えます。

以上です。

委員長（城美 暁 君）　ほかにありますか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君）　新しく什器をそろえる中で、一番数が多いのが椅子が400脚以上ということで、逆に言うと、今使っていっちゃった物の処分は、例えば市民の方にこういう品物がありますけれども、欲しい方いらっしゃいますかとか、そういう廃棄の——廃棄されるかどうかとも知らないのですが——その使用後の取扱というのはどうされるのでしょうか。

執行部　まず、椅子につきましては、全て廃棄処分する予定としております。

理由としましては、昭和54年の建設当時に購入したもので、45年以上経過しております。

中には、もうかなり修理するのもコストが余分にかかる物もございますので、全て椅子に関しては廃棄処分と考えております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君）　椅子以外はどうか。

執行部　椅子以外で再利用するものは当然ございます。

例えば、会議室の円卓のテーブルは、そのまま使うようにしておりますけれども、新たに購入し、更新した物につきましては、処分するように考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君）　その処分の仕方についての質問が出ているのですが、市民等へ提供したりすることがあるのかというような御質問です。

執行部　処分の方法につきましては、今のところ市民の皆様にお譲りするというふうな形は考

えておりません。全て廃棄処分と考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） 先ほど予定価格が2,000万円以上だったので、議会の議決が必要だという話がありました。予定価格の金額と今回入札した金額の乖離の理由、それと今後の対応、これは不用額が約600万円程度出ていると思われるのですが、今後の対応について教えてください。

執行部 予定価格につきましては、宇部市物品の購入に係る条件付一般競争入札事務処理基準というのがございます。

そちらのほうで、入札後においても非公開となっていることから、詳細な金額の提示は今回お答えすることができません。

したがいまして、落札率のほうも、予定価格を推測させるものでありますから、回答のほうは差し控えさせていただきます。

そういった中で、まずこちらでお示しできる数字と言いますと当初予算額で、この物品を購入するに当たっての当初予算額につきましては、3,203万7,000円です。しかしながら、今回の落札額とかなり乖離があるということなのですけれども、こちらの物品購入の入札につきましては、最低制限価格の設定はございません。

したがいまして、最も低い金額で入札された事業者が落札者となります。

結果として、このような乖離が出ました。結果として、かなりの開きが出たというふうになっております。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 結果として、約1,500万円以上の乖離があったということで、これは不用額になるわけですね。この辺の工夫というのが、今までずっとこういう什器備品の購入をやってきて、いまだにこれだけ半分倍みたいなその乖離が出るのはそのままでもいいのかなというのは疑問があります。是正する方法はあるのか、もうなければいい結構ですけれども。お答えください。

執行部 こちらの入札に関するものにつきましては、総務部のほうが所管しているわけなのですけれども、このあたりがどういった理由で、こういう最低制限価格を設けていないのかという部分に関しましては今後、関係部局のほうにも確認してみようかと思っております。

私どものほうでは、なかなかそこを是正するというところはできないものと考えております。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 見積は文化振興課がされているのですか。

執行部 当初の参考見積、いわゆる予定価格なり当初予算額なり、そういったものの見積の徴

取は文化振興課で行っております。

副委員長（青谷 和彦 君） ということは、総務部のほうがきちんとやってくれて、もらった話になるわけですね。文化振興課としては預かり知らんという、このぐらい見積もりが出ましたということで予算を取ってもらったということでよろしいのですか。

執行部 私どもとしましては、市の中で決められている事務処理基準に従って、業務を執行する立場でございますので、しっかりと私どもの立場とすれば、事務処理基準に従ってしっかりと事業事務を進めて参りたいと思っております。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 参考見積を取るときに、その業者とヒアリングというか、そういうこと一切せずにもうこれ幾らです、みたいなことで出されて。いや、これ設計だからもう少し実際、価格は低いのではないのかという話はもう一切されないということですか。

執行部 このたびの見積徴取につきましては、そういった細かい実勢価格にというお話はしておりません。あくまでこちらが作成した仕様書に基づいて見積をしてくださいという形で見積を依頼しております。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 全て当然、通常であればそれぞれ……。建築のお話をして恐縮なのですけれども、例えば設計価格の八掛け、七掛けと、当然そういう基準があるわけですよ。それを設計価格の100%でという、その辺のやりとりというかヒアリングがもう一切されていないということですか。

執行部 文化振興課においては、そういった事業者に対してヒアリングのほうは実施しておりません。

以上です。

副委員長（青谷 和彦 君） 繰り返しになりますが、これだけ不用額が出ているので、その辺を考慮していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） この什器一式の整備なのですけれども、これはもう改修の一環として、計画にもともとあったのですか。

ここの改修に伴う什器の整備はこちらのことなのですけれども、これはもう改修と同じように計画が、もともとあったのですか。

執行部 什器の更新につきましても、今回の改修工事と並行してやはり古い物品等もございましたので、並行して検討して進めておりました。

以上です。

委員（西村 享平 君） 先ほどもちょっと重なる質問なのですが、一度にたくさんの什器の更新をされるので、これはもう、今回は一部だけということにはならなかったのですか。本当に古いものだけの什器の更新とかということにはならなかったのですか。全部古いから、耐用年数を過ぎたから、更新するという考えですか。

委員長（城美 暁 君） 先ほど一部残すという説明がありました。残せるものは残して生かしつつ、必要な更新をかけるという説明がありました。

委員（西村 享平 君） ありました。分かりました。

委員長（城美 暁 君） それで回答になりますか。その上でお聞きしたいことがあるならどうぞ。

委員（西村 享平 君） いや。大丈夫です。

委員長（城美 暁 君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第121号物品購入の件（宇部市文化会館什器等）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 暁 君） 議案第126号宇部市文化会館条例中一部改正の件を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

執行部 それでは、議案第126号宇部市文化会館条例中一部改正の件につきまして、御説明申し上げます。

これは宇部市文化会館改修工事の実施に伴い、利用料等に係る規定の整備を行うものです。

詳細につきましては、課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

執行部 それでは文化振興課から、議案第126号宇部市文化会館条例中一部改正の件について説明をいたします。

議案集は12月8日、当日配付分の1ページから6ページになります。

それでは文化振興課から配布しました参考資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、参考資料 3 ページから 5 ページの文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事図面を御覧ください。

1 階から 3 階までの各階の平面図を改修前と改修後で記載をしておりますが、長寿命化対策や耐震改修などの改修箇所は、平面図に色付けをしている部分になります。

受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すこととし、工事費など、これらの改修に伴う費用を加味し、宇部市公共施設利用料の基準により算出しております。

続きまして、参考資料 6 ページの宇部市文化会館使用料改定一覧を御覧ください。

使用料の改定案は、面積が減少した、第 2 展示室を除き、現行の額の 1 5 8 % 増となります。

また、6 ページの一番下の欄になりますが、1 階にあった軽食堂を廃止しておりますので、項目を削除しております。なお、軽食堂に代わり、誰もが無料で利用できる交流スペースを整備しております。

その他所要の整備として、議案集 5 ページ、新旧対照表の備考の部分になりますが、利用時間の超過等の算出方法について変更しております。

また、議案集の 5 ページから 6 ページになりますが、付属設備の照明設備について、項目の変更をしております。

施行期日は公布の日から起算して 4 か月を超えない範囲で、市規則に定める日からの施行となります。

説明は、以上となります。御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（城美 暁 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。笠井委員。

委 員（笠井 泰孝 君） 1 5 8 パーセントの増加ということで、これは、使われるほうの立場からすると、やはり高いという認識になろうかと思えますけれども、その辺は施設が新しくなったことでカバーできるとお考えなのでしょうか。

執行部 このたび改修工事をさせていただきます、施設を更新させていただいた、そのあたりの改修工事費、そういうのも算定の根拠となっております。

それだけコストがかかっているということで適正な受益者負担をいただきたいということで、このたび条例の改正をさせていただくのですけれども、一方で市民の方々にとっては少し利用料が上がるということで、使用控えといいますか、なかなか使いづらくなるのではないかという懸念もしておるところなのですけれども、そちらにつきましては、市、もしくは教育委員会が後援をしますと、減額をさせていただく減免制度を整備しております。特に宇部市の文化活動の担い手であります、宇部文化連盟の皆様につきましては、その加入団体が使用するに当たって、宇部

文化連盟が後援をした場合、さらに10%という減額の今は減免制度となっておりますけれども、その減額の率を、少し今引き上げることを検討しております。

そういった中で、宇部市民の特に文化の担い手の皆様が、使用控えということにならないように、宇部市の文化をさらに発展させるように、そういった措置も、今検討しているところです。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今、教育委員会等からの後援があれば減額すると言われましたけれども、例えば具体的に半額とか何%とかいうことは言えますか。

執行部 宇部市もしくは宇部市教育委員会が後援をしたものについては、市の基準では30%以上減免をするというふうになっております。

実際の減額率につきましては、指定管理者のほうで設定をして市の承認を受けることとなっております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） 今までは食堂があって、結構利用された方がいらっしゃったかなと思うのですが、今回食堂がなくなるということで、これは入られる方がいなかったから、結果的に食堂がなくなったということですか。初めからもう今回、食堂は入れないということだったのででしょうか。

執行部 軽食堂につきましては、令和4年7月、改修に入る前に、カフェ事業者に対する、マーケットのサウンディング調査をしております。

あと、実際の文化会館で活動をされる皆様に、アンケートのほうをさせていただいております。

その御意見の中で、文化会館における、いわゆるカフェスペース、喫茶店というもののリニューアルの在り方をそこで検討させていただいたわけですが、アンケートの結果としましては、文化会館での活動に当たって、カフェとか喫茶室とかの有無というのは特に影響がないです。ただし、打ち合わせとか待ち合わせとか、気軽に利用できるスペースといったものの要望が多くありました。そういったところを総合的に勘案しまして、既存の喫茶室という、《閉館中》（《》は42ページで訂正）誰もが自由に使用していただける交流スペースを設けることとしております。

そちらは飲食が可能となっております。そういった交流スペースに改修するというところにいたしました。

以上です。

委員長（城美 暁 君） 使用料の条例なので、カフェがあるかないかというのは、使用料の条例とは外れているところがありますから、そこは質疑を気をつけていただけたらと思います。

執行部 先ほど御答弁させていただく中で、閉館中誰もが自由に使用できるというふうに申し上げたのですが、実際は、開館中に誰もが自由に利用できるスペースということでした。

お詫びして訂正いたします。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） ここの使用料を設定するに当たって、もう2倍、3倍ぐらいの金額になっているなど感じるのですけれども、どこかほかの市町の使用料を参考にしたのですか。

執行部 今回の使用料の算定につきましては、あくまで宇部市の公共施設の算定の基準に基づいて算定をさせていただきました。

したがって、どちらかの市に合わせるとか、どちらかの施設に合わせるとかそういったことはいたしておりません。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 先ほどの文化会館と指定管理者の話のところにも出てきたのですけれども、利用率、稼働率を、やはり向上させるために民間のほうに今度指定管理をしてもらうことになったということなのですか。

何かこの金額を見たら利用率、稼働率が果たして上がるだろうかというそういう不安があるのですけれども、そのあたりというのはどんなふうに考えているのですか。

執行部 これまでと比べて利用料が上がるということもございまして、施設のほうも新しくなって、使い勝手は多少良くなると思います。

そういった中で、先ほども話しましたがけれども減免制度を使いながら、利用率も合わせて上げていければと考えております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。よろしいですか。三好委員。

委員（三好 保雄 君） 部屋の利用料金ですけれども、当然プロジェクターを使ったり、スクリーンを使ったりという方が多いと思うのですが、そういうのは別にまた定めてあるのですか。

執行部 附属設備の利用につきましても、条例の中で定めておりまして、今回少しその条例の整備もさせていただいております。

例えば、照明のライト、その音響機器といったものを、別に使われる場合は、それぞれの物品ごとに使用料を、条例で整備しておりまして、それに基づいて使っていただくという形になっております。

以上です。

委員（三好 保雄 君） それなら、今までより若干高くなるということになりますか。

執行部 このたびの条例の整備におきましては、附属設備の料金のそれぞれの変更というのにはございせん。そのままになっております。

ただ、少しもう実際になくなっていくものとかもございまして、そういったものは、このた

びの条例の整備において、適切に整備させていただいております。

以上です。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。浅田委員。

委員（浅田 徹 君） すみません。関連して、今表見たら、フットライトがなくなっていますよね。これは会場のフットライト、足元を照らすものではないのですか。

これは、その代わりになるものがあるの上だと思うのですけれども、どうなのでしょう。

執行部 フットライトにつきましては別の設備がございますので、今この条例に載ってるフットライトについてはもう使っておりませんので、今回除けさせていただきました。

その代わりボーダーライトとかそういったものは引き続き使っていただくようになっております。

委員（浅田 徹 君） そのフットライトに準ずるその設備というのは、使用料がかからないということですか。

執行部 ここで言うフットライトというのが足元にあるライトというよりは、「ステージの床の下からこう上がってくるようなライト」（《》46ページで訂正）。例で申しますと、例えば、ここはあれですけれども、漫才とかをするときに一つ固定のマイクがありまして、それが床下からこう上がってくるようになるものがございます。

それが現在もう全く使われていないものになっておりますし、今床下から上がってこないということなのですけれども、修理しても使われるケースがないというふうに指定管理者からも聞いておりまして、このたびはもう改修をせずに、もう使わないという方向にいたしましたので、この度、条例からは削除させていただくことといたしました。

以上でございます。

委員（浅田 徹 君） 考え違いをしていましたので。分かりました。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第126号宇部市文化会館条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 暁 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

(15) 第三次宇部市地域ふくしプラン策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

(16) 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画策定の進捗状況について、執行部から報告があった。

(17) 「(仮称)受動喫煙防止に関する条例」について、執行部から報告があった。

(18) 宇部市男女共同参画センター・フォーユーについて、執行部から報告があった。

委員長(城美 暁 君) その他の事項ですが、西岐波保育園の園舎完成に伴う視察について連絡事項がありますので、分科会終了後に詳細についてお話しいたします。

委員長(城美 暁 君) 以上で、本委員会に付託されました議案の審査等は終わりました。なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長(城美 暁 君) 以上で、文教民生委員会を散会します。

————午後2時10分散会————

————午後3時6分再開————

委員長(城美 暁 君) それでは、訂正があるということですので、文教民生委員会を開きたいともいます。御説明をお願いします。

執行部 お時間をいただいて申し訳ございません。

議案第118号、第119号、第120号の文化会館改修に関する一括議案並びに議案第126号の利用料金に関する議案の質疑の中で、執行部の答弁に誤りがございましたので、再度、答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

執行部 先ほど、竣工図と現地が整合していなかったと答弁しましたが、実際は工事着手前に作成された図面、昭和49年3月と記載があるものですが、こちらと現地が整合していなかったということになります。修正をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長（城美 暁 君） こちらは青谷副委員長が質疑をさせていただきましたので、青谷副委員長。

副委員長（青谷 和彦 君） ということは、竣工図そのものがなかったということですか。

竣工図があれば当然、それと整合性をチェックされたと思うのですけれども、竣工図が作成されていなかったという理解でよろしいですか。

執行部 竣工図が作成されていなかったかどうかはちょっと分からないのですが、このたびの改修設計当時に調べましたところ、こちらの図面しか確認することができませんでした。

副委員長（青谷 和彦 君） 竣工図書とは公文書になる……。そうだろうと思うのですけれども、それがもう残っていなかった、管理ができていなかったということになるのでしょうか。

今現状、現実として。

執行部 当時、竣工図が作成されていたかどうかというのは、今の時点では分かりません。確認することができなかったということです。

副委員長（青谷 和彦 君） ないものはないという理解でしょう。

今回の先ほど申しました、こういう改修というのは当然様々な場面で発生をしたいと思います。

その辺の手法とかについて、直接的に担当課がされるのかわかりませんが、その辺をきちんともう一度見直しをしていただかないと、今回たまたま補正予算の中に追加工事も納まったからよかったようなものですが、そのあたりを今一度、確認していただければと思います。

以上です。

委員長（城美 暁 君） そのほか、皆さんの方からありますか。もう一点ありますか。

執行部 続きまして、議案第126号宇部市文化会館条例中一部改正の件の審査におきまして、浅田委員の方から質疑がございましたフットライトの件でございます。

答弁におきましてはステージ下から上にせり上がるものと御説明をしたかと思いますが、正しくはまずステージに埋め込みがされてあるライト、それと演者の方がステージに向かうために左右に通路がありまして、それを花道のようにして使う際に使用されるライト、これがフットライトというものでした。

こちらについては現在、花道として使われるという現状がございませんので、このたび撤去させていただいたものになります。

申し訳ございませんでした。お詫びして訂正いたします。

委員長（城美 暁 君） ほかの方から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 今、2件の訂正が入ったのですが、採決のやり直しなどといったことは考えなくて皆さんよろしいですか。

もう1回質疑をお願いしたいとか、そういったことはなくてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） では、訂正を受けたということで終わります。

以上で、文教民生委員会を散会します。

お疲れさまでした。

——午後3時10分散会——

令和7年12月15日

文教民生委員会委員長 城 美 暁